

事 務 連 絡
令和 7 年 12 月 3 日

各

都道府県
指定都市
中核市

 高齢者施設等整備担当課 御中

厚生労働省老健局高齢者支援課

令和 7 年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金に係る
二次協議の実施について

平素は、高齢者施設等の防災・減災対策の推進について、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本年 11 月 28 日(金)に閣議決定された令和 7 年度補正予算案において、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金については、

- ・ 「第 1 次国土強靱化計画実施中期計画」に基づく対策のため 62 億円
- ・ 老朽化施設の大規模修繕の対策支援（医療介護等支援パッケージの一部）として 22 億円の内数

が計上されたところです（別紙参照）。

つきましては、下記のとおり、本交付金に係る二次協議を下記のとおり実施しますので、都道府県におかれましては、管内の市区町村分（指定都市、中核市を除く。）の協議について、とりまとめの上、関係書類の提出をよろしくお願いします。

なお、本協議については、本交付金の早期執行の観点から実施しているものであり、令和 7 年度補正予算案については、今後、国会で審議され、審議の結果により事業内容等について変更の可能性があることを申し添えます。

記

1 提出書類

（1）別添 1 「防災・減災等市町村事業整備計画書（別添様式第 1 号）」

(2) 別添 2「防災・減災等都道府県事業整備計画書（別添様式第 2 号）」

(3) 別添 3「整備計画一覧表」

※ 該当する事業分のみ。都道府県においては、管内市区町村分（指定都市、中核市を除く）を同一シートにまとめた上で提出すること。

(4) 別添 3 に関係する次の資料（施設ごと）

① 平面図、位置図、写真等（現況及び改修箇所が分かるもの）

② 見積書（公的機関、工事請負業者等の民間事業者）

③ 補助対象面積確認シート（複合施設で必要に応じて添付）

(5) 別添 4「事前チェックリスト」

2 提出先及び提出期限

(1) 提出先 管轄の地方厚生（支）局 健康福祉課

(2) 提出期限 令和 8 年 1 月 16 日（金）（必着）※

※ 今般の協議において採択された事業については、令和 8 年 3 月頃に内示を行った後、今年度内に国からの交付決定を行うこととしており、やむを得ない事由により年度内に事業が完了しないものについては地方繰越の手続きが必要となるので、提出期限を厳守いただくとともに、事業の早期実施が確実に見込まれるものを優先的に協議願いたい。

なお、今回の提出期限に間に合わないものについては、令和 8 年 3 月頃に依頼を予定している令和 8 年度分の協議に盛りこむことも検討願いたい。

3 内示方針

以下の方針により予算の範囲内で採択を行う。

(1) 共通

○ 都道府県並びに指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）における事業ごとの優先順位を踏まえて採択する。

この優先順位については、事業ごとの緊要性はもとより、内示後の事業者都合による取下げが可能な限り生じないように、事業者の計画の実現可能性（設計済みであるか、自己資金は確保できているか等）を十分に勘案し、都道府県等ごとに適切な設定を行うこと。

なお、都道府県においては、管内市区町村の実施事業をとりまとめの上で管内全体としての優先順位を設定することとし、同一の都道府県における同一の事業で同じ順位は設定しないこと。

○ このほか、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」第 13 条に規定する国土強靱化地域計画の策

定状況や福祉避難所の指定・協定の状況等を踏まえ採択を行う。

(2) 国土強靱化対策分（耐震化、ブロック塀等改修、水害対策強化事業、非常用自家発電設備整備）

- 「第1次国土強靱化実施中期計画」（令和7年6月6日閣議決定）に基づく施策を計画的かつ着実に実施する観点から、「国土強靱化地域計画」を策定している自治体（市町村事業については当該施設等が所在する市町村）における事業を優先的に採択する。

(3) 老朽化施設の大規模修繕分

- 令和7年度補正予算案においては、新たに、「国土強靱化対策と一体的に実施する大規模修繕等支援」がメニューに盛り込まれたところであるが、本事業において、一体的に実施する国土強靱化対策については次のとおりとする。
 - ① 今回の協議において、国土強靱化対策分（耐震化、ブロック塀等改修、水害対策強化事業、非常用自家発電設備整備）の協議を行い採択されたもの
 - ② 本協議実施時点において、本交付金の国土強靱化対策分に係る交付決定を受け、防災減災等都道府県事業整備計画に基づき事業を実施しているもの。
 - ③ 平成30年2月1日以降に実施された国土強靱化対策であって、本協議実施時点において、すでに整備が完了しているもの又は令和8年3月31日までに事業完了が見込まれるものであること（全額事業主負担によるものを含む。）。
- ①のとおり、本協議において国土強靱化関連事業が不採択となった場合は、国土強靱化事業と一体的に実施する大規模修繕等支援事業についても不採択とするので留意されたい。

4 その他協議に当たっての留意事項

(1) 認知症高齢者等グループホーム等の防災改修等支援事業に係る申請回数
の取扱い

- 認知症高齢者グループホーム等の防災改修等支援事業については、これまで、原則、1施設につき1回を限度として申請することとしてきたが、国土強靱化対策の一層の推進を図る観点から、申請回数に制限を設けないこととする。

(2) 補助財産に対する抵当権の設定状況

○ 原則として、当該交付金の補助協議前に抵当権が設定されている場合は、利用者保護の観点から補助対象外とする。ただし、独立行政法人福祉医療機構による福祉貸付や協調融資制度を利用している場合のほか、都道府県・市町村が適当と認める場合はこの限りではない。なお、都道府県・市町村が適当と認める場合については、次の①～③を参考とすること。

- ① 既借入金の年間返済予定額が、原則として、直近決算における年間資金収支差額を下回っていること
- ② 既借入金の総額が、直近決算における年間収入を超えていないこと
- ③ 申請法人が抵当権設定者であること

(3) 業務継続計画等の未策定の施設の取扱い

○ 業務継続計画（BCP）、非常災害対策計画及び避難確保計画（要配慮者利用施設）等の策定がない施設については採択の対象外とする。ただし、やむを得ない事由により業務継続計画等の策定がされていない施設であって、策定が確実に見込まれている施設については、都道府県等が認めるところにより、協議を行うことを妨げない。

(4) 非常用自家発電設備や給水設備の設置場所

○ 非常用自家発電設備や給水設備の設置場所については、津波や浸水等の水害や土砂災害等の影響を受けず、耐震性が確保される場所とするよう留意すること。

(5) 事業者負担の更なる軽減の検討

○ 「「重点支援地方交付金」を活用した介護施設等の整備費支援について」（令和6年12月6日事務連絡）で告示しているとおり、重点支援交付金については、本事業により生じる事業者負担分の軽減を目的とする事業にも活用可能となっています。

5 送付資料

（提出資料様式）

- ・ 別添1「防災・減災等市町村事業整備計画書（別添様式第1号）」
- ・ 別添2「防災・減災等都道府県事業整備計画書（別添様式第2号）」
- ・ 別添3「整備計画一覧表」
- ・ 別添4「事前チェックリスト」

(参考資料)

- ・ 参考 1 交付要綱改正（案）
- ・ 参考 2 実施要綱改正（案）
- ・ 参考 3 事業概要資料
- ・ 参考 4 補助対象面積確認シート
- ・ 参考 5 社会福祉施設等のブロック塀の安全点検について